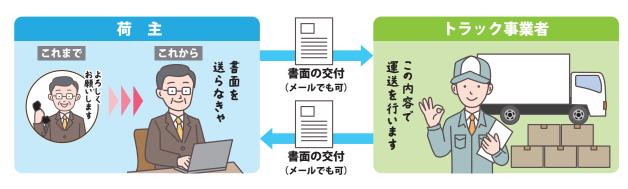


運送契約締結時の書面交付義務化



運送契約の範囲や運賃・料金の明確化を図るため、運送契約締結時に、運送サービス(附帯業務等も含む)の内容やその対価等について記載した書面の交付が義務付けられます。



- ※書面交付は、<u>荷主・トラック事業者双方に</u>義務付けられます。
- ※トラック事業者が下請けに出す場合も書面交付が必要です。(裏面を参照)

書面化によるトラック事業者のメリット



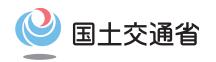






※貨物自動車運送事業法の改正は、令和6年4月に成立した「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律」により行われるもので、令和7年4月1日より施行されます。

※改正内容の詳細は、国土交通省 HP において公表している「改正貨物自動車運送事業法 Q&A」等をご確認ください。





● 書面交付には、「法第12条」に基づくものと「法第24条」に基づくものがあります。

- ・真荷主とトラック事業者が運送契約を締結するときは、相互の書面交付(第12条)
- ・トラック事業者等が下請けに出すときは、委託先への書面交付(第24条)



- ※真荷主とは「自らの事業に関してトラック事業者との間で運送契約を締結して貨物の運送を委託する者であって、トラック事業者以外のもの」を指します。
- ※元請トラック事業者に運送を委託する貨物利用運送事業者も、真荷主に該当します。
- ※下請構造の中にいる貨物利用運送事業者は、委託先への書面交付 (第24条) が必要です。

● 交付書面には、以下の事項を記載します。

- ①運送役務の内容・対価 ②運送契約に荷役作業・附帯業務等が含まれる場合には、その内容・対価
- ③その他特別に生ずる費用に係る料金(例:高速道路利用料、燃料サーチャージ等)
- ④契約の当事者の氏名・名称及び住所 ⑤運賃・料金の支払方法 ⑥書面を交付した年月日

個々の運送ごとに契約の範囲や料金を明確にしましょう! (持機時間料(30分~) 積込料・取卸料 燃料サーチャージ 有料道路利用料 など

● 書面の交付は、メール等でも可能です。

・書面の交付は、メール等の電磁的方法により行うことも可能です。

ただし、電磁的方法により行うことを契約の相手方が 承諾している場合に限ります。

● 交付した書面は、その写しを1年間保存 しなければなりません。

詳細は、国土交通省ホームページにおいて 公表している「改正貨物自動車運送事業法 Q&A」をご参照ください。



